

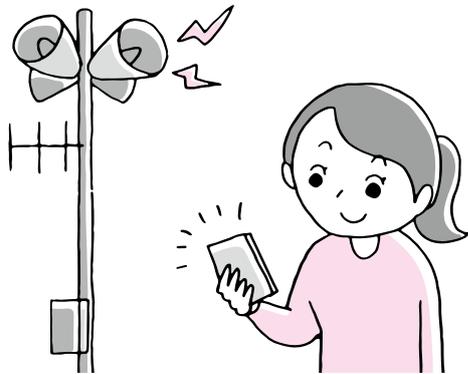
暮らしの安全知っ得情報

防災行政無線・なりたメール配信サービスの活用を

地震や大雨などの際に発表される警報など、防災に関する情報は市内149カ所に設置されている防災行政無線や、なりたメール配信サービスでお知らせしています。災害時の情報収集手段として活用してください。

防災行政無線

市では、いち早く防災情報を伝えるため、防災行政無線の放送を行っています。防災行政無線は、強風や雨などの気象条件や気密性が増した住宅の増加により、聞き取りにくくなる場合



があります。聞き逃したときなどは防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)や、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)、防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)で確認できます。



市ホームページ



防災情報
ツイッター

なりたメール配信サービス

防災に関する情報などを多言語でパソコンやスマートフォンなどに配信しています。外出している場合などでも屋外の防災行政無線の放送内容を受け取ることができます。配信を希望する場合は事前登録をしてください。登録は無料です。

配信内容(選択可) = 防災情報、大気に関する情報、消防情報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

対応言語 = 日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

登録方法 = 右のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する



なりたメール
配信サービス

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。登録方法については、祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570-055-783)へ。

消費生活相談Q&A

ワンクリック詐欺に注意

Q スマートフォンで無料動画を見ようとしたところ「20歳以上ですか?」という質問が出てきたので「はい」のボタンを押すと「登録が完了しました。利用料金13万8,000円をお支払いください」と表示されました。連絡先の電話番号が表示されていたので電話すると、名前や住所を聞かれた後「2日以内に料金を支払え」と言われたので怖くなり、すぐに電話を切りました。料金を支払わなければいけないのでしょうか。

A インターネット上での電子契約の場合、誤入力などが考えられるため、申し込みの最終画面で内容の確認や訂正ができるようにした上で、利用者が承諾した場合に契約が成立するというルールがあります。今回の場合は年齢を答えただけであり、ワンクリックで表示された請求画面は、契約の意思確認をしていないため、契約が成立していない可能性が高いです。有料サイトに登録したと思わせて不当に請求する相手は無視することが一番です。業者にはメールや電話で連絡は取らず、個人情報教えないようにしましょう。

なお、今回の場合は画面上や電話で繰り返し請求される可能性があります。無視し続けてください。ただし、裁判所から「特別送達」が届いた場合は、放置すると欠席裁判となり、請求がそのまま認められてしまいますので、2週間以内に裁判所に異議申し立てをする必要があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険

加入・脱退の手続きを忘れずに

職場の健康保険から脱退したときは、間を空けずにほかの健康保険などに加入できる場合を除き、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、全ての国民が何らかの医療保険に加入する制度(国民皆保険)だからです。

また、国保に加入している人が就職などでほかの健康保険に

加入した場合は、国保脱退の届け出が必要です。加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。

マイナンバーカードを保険証として利用できません

専用のカードリーダーを設置している医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。利用するには申し込みが必要です。申し込み方法などの詳細については、マイナポータル特設ページ(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)で確認してください。

14日以内に届け出を

下記の事由があったときは、窓口に来る人の本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)と、マイナンバーが確認できる物(マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しなど)のほか、届け出に必要な物を持って届け出てください。住民票上で別世帯の人が手続きをする場合は委任状が必要です。また、外国籍の人は、在留カードとパスポートも必要です。

	事由	届け出に必要な物
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年の所得が分かる物
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	—
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、生活保護受給証明書
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	新たに加入した保険証、国保の保険証
	死亡したとき*	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、生活保護受給証明書
そのほか	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分離、または合併したとき	保険証

* 葬祭費の申請の際は、保険証、葬祭を行ったことが分かる物(会葬礼状や葬儀の領収書など)、喪主の通帳、本人確認ができる物、マイナンバーが確認できる物が必要です。また、世帯主が亡くなった場合で、国民健康保険税の還付が発生する場合などは、別途手続きがあります

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,590円に変わります。

4月上旬に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、5月2日(月)までに金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合や2年前納を希望する場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な

期間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料を納めることができます(追納)。

申請する場合は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は裏面の写しも)、窓口に来る人の本人確認ができる物を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

すでに学生納付特例を受けている人は、日本年金機構から申請書(はがき)が届きます。学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

また、特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。